第20回長野県地域訓練協議会

資料No. 1

公共職業訓練等の取組状況
求職者支援訓練認定状況

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
長　野　支　部

ポリテクセンター（長野及び松本）の職業訓練

	離職者訓練	能力開発セミナー	求職者支援訓練	生産性向上支援訓練	ＩＴ活用力セミナー
目　的	職業に必要な技能及び知識を習得することにより早期再就職を目指す	技術の革新、産業構造の変化等に対する高度な技能及び知識を習得する	スキルアップを図り早期再就職を目指す	・生産性向上に必要な知識を習得する ・70 歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの知識を習得する	全ての従業員が今後標準的に身につけることが求められるIT理解・活用力を習得する
訓練時間・訓練期間	・標準６か月間 ・橋渡し訓練：１か月間	１２時間以上	（基礎コース） ２か月間～４か月間 （実践コース） ３か月間～６か月間	６時間～３０時間	３時間～１８時間
訓練対象者	雇用保険受給可能な求職者（公共職業安定所長からの受講斡旋）	在職労働者	特定求職者（公共職業安定所長からの受講斡旋（支援指示））	在職労働者（事業主から指示を受けた者）	在職労働者（事業主から指示を受けた者）
受講料	無料。ただし、教科書代は実費負担（１万円程度）	１万円から２万円程度	無料。ただし、教科書代は実費負担（税別１万５千円以内）	３～６千円（税別）	２～５千円（税別）
訓練実施方法	テクノインストラクター（職業訓練指導員）が担当	テクノインストラクター（職業訓練指導員）が担当	民間機関へ委託	民間機関へ委託	民間機関へ委託
備　考	・選考試験あり	・オーダーメイドによる実施可	・選考試験あり	・86コースのカリキュラムモデル（R2年10月現在）有 ・自社内での実施、課題に応じたコース設定の実施可 ・オーダーコース、オープンコース、事業取組団体（委託）方式により実施	・46コースのカリキュラムモデル（R2年10月現在）有 ・オーダーコース、オープンコースにより実施

※ポリテクセンター松本では、離職者訓練及び能力開発セミナーのみ実施

令和２年度　離職者訓練実施状況

ポリテク長野	計　画	実　績（R3年１月末日現在）				
	定員	募集済定員	応募者数	入所者数	充足率	応募倍率
	２９５人	２３０人	２７２人	２２５人	９７．８%	１．１８倍

項　目 / 訓練科	計　画 定　員	募集済 定　員	応　募 者　数	入所者数	うち、女子	備　考	就職率
機械CAD/NC加工科	４５人	３０人	３３人	３０人	５人		70.8%
機械オペレーション科	１５人	１５人	１７人	１５人	２人	企業実習付	100%
CADものづくりサポート科	３０人	１５人	１６人	１５人	１５人	女性対象コース	70.0%
電気設備技術科	６０人	６０人	８３人	６１人	６人		89.7%
生産設備保全科	３０人	１５人	１１人	１１人	０人		100%
建築CADデザイン科	４０人	２０人	２０人	１９人	１４人		94.7%
ビル設備サービス科	６０人	６０人	７５人	５９人	２人		88.9%
橋渡し訓練	１５人	１５人	１７人	１５人	２人	5月、6月入所の機械オペレーション科を継続受講	-

ポリテク松本	計　画	実　績（R3年１月末日現在）				
	定　員	募集済定員	応募者数	入所者数	充足率	応募倍率
	２１２人	２１２人	２３４人	２０４人	９６．２%	１．１０倍

項　目 / 訓練科	計　画 定　員	募集済 定　員	応　募 者　数	入所者数	うち、女子	備　考	就職率
CAD／NC技術科	６０人	６０人	６６人	６０人	２１人		64.3%
機械NC技術科	２４人	２４人	１４人	１４人	３人	企業実習付	100.0%
金属加工科	４８人	４８人	４５人	３６人	５人		77.8%
電気設備技術科	６０人	６０人	５９人	５１人	２人		80.8%
橋渡し訓練	２０人	２０人	５０人	４３人	１０人	6月・12月入所、7月・1月入所の４科を継続受講	-

※就職率は、令和2年度に実施（前年度開始、次年度修了コース含む）したコースの就職者（修了就職者＋中退就職者）であり、本年度入所者に対する値ではない。

令和２年度　能力開発セミナー実施状況

ポリテク長野	計画（人）	実　　績（R3年１月末日現在）					
		計		レディーメイド		ｵｰﾀﾞｰメイド	
		コース数	受講者数	コース数	受講者数	コース数	受講者数
機械系	420人	28コース	193人	28コース	193人	0コース	0人
電気・電子系		19コース	166人	16コース	130人	3コース	36人
居住系		6コース	38人	4コース	24人	2コース	14人
計		53コース	397人	48コース	347人	5コース	50人

ポリテク松本	計画（人）	実　　績（R3年１月末日現在）					
		計		レディーメイド		ｵｰﾀﾞｰメイド	
		コース数	受講者数	コース数	受講者数	コース数	受講者数
機械系	300人	35コース	179人	21コース	112人	14コース	67人
電気・電子系		10コース	45人	10コース	45人	0コース	0人
計		45コース	224人	31コース	157人	14コース	67人

令和２年度　生産性向上支援訓練・ＩＴ活用力セミナー実施状況

生産性向上支援訓練（令和3年1月末現在）			
計画数	実施方式別	コース数	受講者数
530人	オーダーコース	4コース	53人（4社）
	オープンコース	19コース	281人（179社）
	事業取組団体方式	8コース	139人（3団体）
	計	31コース	473人

ＩＴ活用力セミナー（令和3年1月末現在）			
計画数	実施方式別	コース数	受講者数
240人	オーダーコース	3コース	36人
	オープンコース	28コース	267人（176社）
	計	31コース	303人

※生産性向上支援訓練にはミドルシニアコース（70 歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向け訓練コース）の計画数40人を含む。
※オープンコースの企業数は延べ数。

主な実施コース
- 生産性分析と向上
- 購買・仕入れのコスト削減
- マーケティング志向の営業活動の分析と改善
- 事故をなくす安全衛生活動
- 業務効率向上のための時間管理
- ビジネス現場における交渉力

主な実施コース
- 失敗しないためのシステム化に関する基礎知識
- 業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用
- 効率よく分析するためのデータ集計
- 品質管理に役立つグラフ活用
- 相手に伝わるプレゼン資料作成
- ケーススタディから学ぶインシデント対応

令和２年度　求職者支援訓練実施状況（訓練コースの認定）

（R3年１月末日現在　確定値）

区分／コース		全期			第１四半期		第２四半期		第３四半期		第４四半期	
		計画	認　定		認　定		認　定		認　定		認　定	
			定　員	コース	定　員	コース	定　員	コース	定　員	コース	定　員	コース
合　計		人	1237人	79コース	260人	19コース	215人	16コース	360人	20コース	402人	24コース
基礎コース		人	567人	37コース	120人	9コース	110人	8コース	132人	8コース	205人	12コース
	うち営業販売事務分野	人	25人	2コース	15人	1コース	0人	0コース	10人	1コース	0人	0コース
実践コース		人	670人	42コース	140人	10コース	105人	8コース	228人	12コース	197人	12コース
	介護福祉分野	人	176人	14コース	25人	2コース	25人	3コース	45人	2コース	81人	6コース
	うち就職氷河期対策	人	62人	6コース			25人	3コース	25人	2コース	12人	1コース
	情報分野	人	52人	3コース	15人	1コース	0人	0コース	37人	2コース	0人	0コース
	医療事務分野	人	0人	0コース	0人	0コース	0人	0コース	0人	0コース	0人	0コース
	上記以外の分野	人	442人	25コース	100人	7コース	80人	5コース	146人	7コース	116人	6コース
	うち人手不足分野	人	0人	0コース	0人	0コース	0人	0コース	0人	0コース	0人	0コース
新規枠	基礎コース	計画の２０％	113人	7コース	23人	2コース	15人	1コース	40人	2コース	35人	2コース
新規枠	実践コース	計画の２０％	132人	9コース	15人	1コース	8人	1コース	35人	2コース	74人	5コース

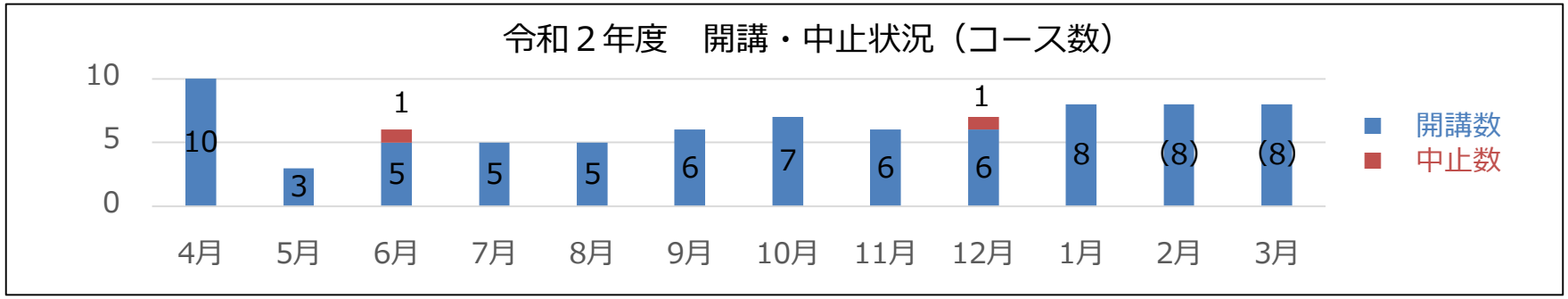

※２、3月は、計画コース数である。

令和３年度　職業訓練実施計画

❒ 離職者訓練　＜ポリテクセンター長野＞

★訓練コースの改廃　・・・生産設備保全科を廃科し、生産システムマネジメント科を新設

定員　計	３０５人	入所月
標準訓練		
機械ＣＡＤ／ＮＣ加工科	４５人	9月、１２月、3月
ＣＡＤものづくりサポート科	３０人	8月、2月
電気設備技術科	６０人	4月、7月、１０月、1月
ビル設備サービス科	６０人	4月、7月、１０月、1月
生産システムマネジメント科	４０人	8月、2月
建築ＣＡＤデザイン科	４０人	9月、3月
日本版デュアルシステム		
機械オペレーション科	１５人	6月
導入訓練	１５人	5月

❒ 離職者訓練　＜ポリテクセンター松本＞

★定員の変更・・・定員計212人から222人に変更（導入訓練20人から24人に変更）
★科の変更・・・・・CADものづくりサポート科の新設
短期デュアルシステム（機械NC技術科）の廃止

定員　計	２２２人	入所月
標準訓練		
ＣＡＤ／ＮＣ技術科	６０人	4月、7月、１０月、1月
金属加工科	４８人	4月、7月、１０月、1月
電気設備技術科	６０人	4月、7月、１０月、1月
CADものづくりサポート科	３０人	9月、3月
導入訓練	２４人	6月、１２月

訓　練 ／ 施　設	能力開発セミナー	生産性向上支援訓練		求職者支援訓練
		従来の訓練コース（ＩＴ業務活用を含む）	70 歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向け	
ポリテクセンター長野	410人	730人	60人	1,681人
ポリテクセンター松本	290人			

第20回長野県地域訓練協議会

資料No.２

公共職業訓練の取組状況

長野県 産業労働部 人材育成課

令和2年度　公共職業訓練における分野別実績（12月末時点）

長野県産業労働部人材育成課

	訓練課程名	コース	定員（人）	うち募集定員 a	応募者（人）	受講者（人）	うち入校者 b	入校率（%） b/a	主な訓練内容・目標資格等
学卒者	施設内訓練	29	595	380	294	424	249	65.5%	
	農業・林業・鉱業系								
	建設系	7	160	110	63	78	61	55.5%	木造建築、電気工事、電気・設備
	製造系	16	305	205	159	236	135	65.9%	機械加工、印刷製版、電子制御、木工　等
	事務系								
	情報系	2	40	20	38	47	24	120.0%	情報技術
	サービス系	4	90	45	34	63	29	64.4%	自動車整備
	介護系								
	その他								
離職者	施設内訓練	6	60	60	55	45	45	75.0%	
	農業・林業・鉱業系								
	建設系								
	製造系	6	60	60	55	45	45	75.0%	機械加工、機械制御、電子制御、機械CAD
	事務系								
	情報系								
	サービス系								
	介護系								
	その他								
	委託訓練（障がい者訓練除く）	85	1,173	1,150	1,325	981	958	83.3%	
	農業・林業・鉱業系								
	建設系	3	60	60	60	54	54	90.0%	大型特殊自動車免許、車両系建設機械免許　等
	製造系	2	30	30	22	20	20	66.7%	2次元・3次元CAD利用技術者　等
	事務系	42	652	652	795	572	572	87.7%	日商検定、医療事務系技能検定、MOS　等
	情報系	8	90	80	128	82	72	90.0%	ITパスポート、基本情報処理技術者　等
	サービス系	5	45	45	37	35	35	77.8%	保育士、栄養士、大型自動車1種免許　等
	介護系	25	296	283	283	218	205	72.4%	介護福祉士、介護職員初任者研修　等
	その他								
	総計	120	1,828	1,590	1,674	1,450	1,252	78.7%	
在職者訓練		105	970	—	—	797	—	—	機械加工、電子制御、機械CAD　等

【公共職業訓練実績算出基礎】　①厚生労働省報告内容（R3.1月報告分）を基に算出しています。（中止コース等募集人員は含みません）
②コース数には、２年次のコース数を含みます。
③定員は、募集定員及び２年次繰越者の合計とします。
④委託訓練受講者は、今年度の入校者958名の他、２年制訓練（長期高度人材育成コース）の２年次繰越者23名を含みます。

工科短期大学校・技術専門校運営事業（訓練実施計画）について

長野県産業労働部人材育成課

１ 目 的

新規学卒者・離転職者等に対して就業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を実施する。

２ 事業内容

(1) 実施機関

ア 工科短期大学校:2 校（工短、南信工短）

イ 技術専門校:6 校（長野、松本、岡谷、飯田、佐久、上松）

(2) 令和3年度実施計画

単位:人

種別			訓練科	訓練定員								計
	期間	課程		長野	松本	岡谷	飯田	佐久	上松	工科短大	南信工科短大	
施設内訓練	2年	専門課程	生産技術科							20×2		40
			制御技術科							20×2		40
			電子技術科							20×2		40
			情報技術科							20×2		40
			機械・生産技術科								20×2	40
			電気・制御技術科								20×2	40
			計							160	80	240
		普通課程	電気・設備科		30×2							60
			自動車整備科		25×2		20×2					90
			建築科		20×2							40
	1年		機械加工科	20				20				40
			ものづくり技術科			10						10
			電気工事科	20								20
			木工科						20			20
			木材造形科						20			20
			画像処理印刷科	15								15
			木造建築科	20			20					40
			計	75	150	10	60	20	40			355
	6月	短期課程	機械制御科			10						10
			ＦＡ装置科			10						10
			機械ＣＡＤ加工コース					10×2				20
			機械科								10×2	20
			計			20		20			20	60
施設外訓練	1月～2年		民間活用委託訓練（短期）	355	230	151	220	100	30	135	120	1,341
			民間活用委託訓練（長期）	30	17	4	18	7				76
			障がい者民間活用委託訓練	54	46			38			48	186
			計	439	293	155	238	145	30	135	168	1,603
総計												2,258

※上記のほか 在職者訓練を予定（訓練定員は精査中）。

※委託訓練は、令和3年度募集の訓練コース数、訓練定員数。

民間活用委託訓練オンライン訓練　校別・コース別実績

訓練種別		実施校	コース数	受講者数	うちオンライン訓練受講者	コース番号	委託機関	訓練科名	厚労省報告年月
知識等習得コース		工科短大	1	7	7	NK-05	春原建設	福祉サービス職員養成科	R3年2月報告
	うちインセンティブ対象		1	7	7				
長期高度人材育成コース　合計			14	43	38				R2年6月報告
	うち介護福祉士コース	飯田技専	1	2	2	N12019-01	飯田女子短大	介護福祉士養成科2年次	
			1	3	3	N102-01	飯田女子短大	介護福祉士養成科1年次	
	計		2	5	5				
	うち保育士コース	長野技専	1	2	2	NN02-07	長野保育専門学校	保育士養成科1年次	
		飯田技専	1	1	1	N12019-03	飯田女子短大	保育士養成科2年次	
			1	4	4	N102-03	飯田女子短大	保育士養成科1年次	
		小計	2	5	5				
	計		3	7	7				
	うちその他コース	長野技専	1	4	4	NN2019-04	長野平青学園	IT人材育成科2年次	
			1	5	5	NN02-04	長野平青学園	IT人材育成科1年次	
			1	2	2	NN2019-05	大原学園　長野校	IT人材育成科2年次	
			1	3	3	NN02-05	大原学園　長野校	IT人材育成科1年次	
		小計	4	14	14				
		松本技専	1	3	3	NM2019-05	松本情報工科専門学校	情報システム科2年次	
			1	5	5	NM002-05	松本情報工科専門学校	情報システム科1年次	
		小計	2	8	8				
		飯田技専	1	1	1	N12019-02	飯田コアカレッジ	IT人材養成科2年次	
			1	3	3	N102-02	飯田コアカレッジ	IT人材養成科1年次	
			1	5	0	N102-04	飯田女子短期大学	栄養士養成科1年次	
		小計	3	9	4				
	計		9	31	26				

資料No.３

公共職業訓練、求職者支援訓練の取組状況

長野労働局 職業安定部 訓練室

令和2年度公共職業訓練の実施状況

離職者訓練

	合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	1,395人 （1,344人）	－	474人 （474人）	－	921人 （870人）	65.7% （79.0%）
うち施設内訓練	519人 （505人）	80.4% （80.9%）	474人 （474人）	80.4% （80.9%）	45人 （31人）	－
うち委託訓練	876人 （839人）	65.7% （79.0%）	－	－	876人 （839人）	65.7% （79.0%）

※　受講者数は、平成31年4月～令和元年11月末。
※　就職率は、施設内訓練は令和元年8月末まで、委託訓練は令和元年7月末までに訓練を修了した者の3か月後の就職状況。
※　都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県単独の委託訓練の実績も含む。
※　括弧内な昨年同時期の実績。

在職者訓練

	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
	受講者数	受講者数	受講者数
在職者訓練	1,058人 （2,127人）	575人 （883人）	483人 （1,244人）

※　受講者数は、平成31年4月～令和元年11月末。
※　括弧内は昨年同時期の実績。

令和2年度長期高度人材育成コースの実施状況

コース区分		コース数	①入校者数	②前年度繰越者数	受講者数 （①＋②）
介護福祉士コース	今年度	7	19人	8人	27人
	前年度	4	9人	22人	31人
保育士コース	今年度	4	12人	5人	17人
	前年度	2	6人	0人	6人
IT人材養成コース	今年度	5	17人	10人	27人
	前年度	4	11人	3人	14人
その他のコース	今年度	3	22人	0人	22人
	前年度	0	0人	0人	0人

※　今年度は令和2年度実績。
※　前年度は令和元年度実績。
※　「コース数」は当該年度に開始したコース数を計上。

令和2年度公共職業訓練（学卒者訓練）の実施状況

学卒者訓練

	合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	在学者数	就職率	在学者数	就職率	在学者数	就職率
学卒者訓練	222人 （237人）	96.8% （95.3%）	－	－	222人 （237人）	96.8% （95.3%）
専門課程	98人 （102人）	98.0% （99.0%）	－	－	98人 （102人）	98.0% （99.0%）
応用課程	－	－	－	－	－	－
普通課程（高卒）	124人 （135人）	95.9% （92.6%）	－	－	124人 （135人）	95.9% （92.6%）
普通課程（中卒）	－	－	－	－	－	－

※　就職率は、令和元年度中に訓練を修了した者の1か月後の就職状況。
※　括弧内は平成30年度実績。

令和2年度公共職業訓練（障害者訓練）の実施状況

障害者訓練

			合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
			受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
障害者訓練			73人 （95人）	38.3% （33.3%）	－	－	73人 （95人）	38.3% （33.3%）
	障害者職業能力開発校における職業訓練		－	－	－	－	－	－
		離職者訓練	－	－	－	－	－	－
		在職者訓練	－	－	－	－	－	－
	障害者の様態に応じた多様な委託訓練		73人 （95人）	38.3% （33.3%）	－	－	73人 （95人）	38.3% （33.3%）
		離職者訓練	73人 （95人）	38.3% （33.3%）	－	－	73人 （95人）	38.3% （33.3%）
		在職者訓練	－	－	－	－	－	－

※　受講者は令和2年4月～11月末
※　就職率は、令和2年7月末までに訓練を終了した者の3か月後の就職状況。
※　括弧内は昨年同時期の実績。

令和2年度求職者支援訓練の実施状況

求職者支援訓練受講者数（令和2年4月～令和2年11月）

		受講者数
合計		354人 （290人）
	基礎コース	159人 （109人）
	実践コース	195人 （181人）

※　令和2年4月から11月に開始した訓練コースについて集計（令和2年12月25日時点）
　括弧内は昨年同時期の数値。

求職者支援訓練の修了者等の就職状況（訓練終了3か月後時点）（※）

	コース数	① 修了者等数	② 就職者数	就職率 （②/①）
基礎コース	2 (2)	26人 （18人）	6人 （13人）	23.0% （72.2%）
実践コース	2 (5)	18人 （30人）	10人 （21人）	55.5% （70.0%）

※令和2年4月に終了した訓練コースについて集計（令和2年12月25日時点）
※「修了者等数」は、就職理由中退者数と修了者数の合計。（基礎コースは、次の訓練を受講中である者又は受講決定した者を除く）。
※平成28年4月以降に開講した訓練コースより訓練終了日に65歳以上の者は雇用保険適用就職率の算定から除外していること。
※括弧内は平成31年4月に終了した訓練コースの実績。

令和2年度求職者支援訓練の分野別実施状況

令和2年度求職者支援訓練の分野別就職状況（実践コース）

分野	IT	営業・販売・事務	医療事務	介護福祉	デザイン	美容	その他	合計
コース数	0	2	0	0	0	0	0	2
修了者等	－	18人	－	－	－	－	－	18人
就職者数	－	10人	－	－	－	－	－	10人
就職率	－	55.5%	－	－	－	－	－	55.5%
関連就職割合	－	44.4%	－	－	－	－	－	44.4%

従前の就職率	－	66.7%	－	－	－	－	－	66.7%

※令和2年4月に終了した訓練コースについて集計（令和2年12月25日時点）
※「修了者等数」は、就職理由中退者数と修了者数の合計（基礎コースは、次の訓練を受講中である者又は受講決定した者を除く）。
※「関連就職割合」は、就職者が就職状況報告の時に訓練コースの内容に関連した業種または職種への就職と自己申告した割合。
※「従前の就職率」とは、雇用保険適用でない就職者を含む就職率をいう。

求職者支援訓練の直近の実施状況

1　申請・認定状況

令和2年度の申請状況・認定状況は、平成30年度及び令和元年度の申請状況・認定状況同様、
基礎コース：実践コース≒45%：55%となっている。

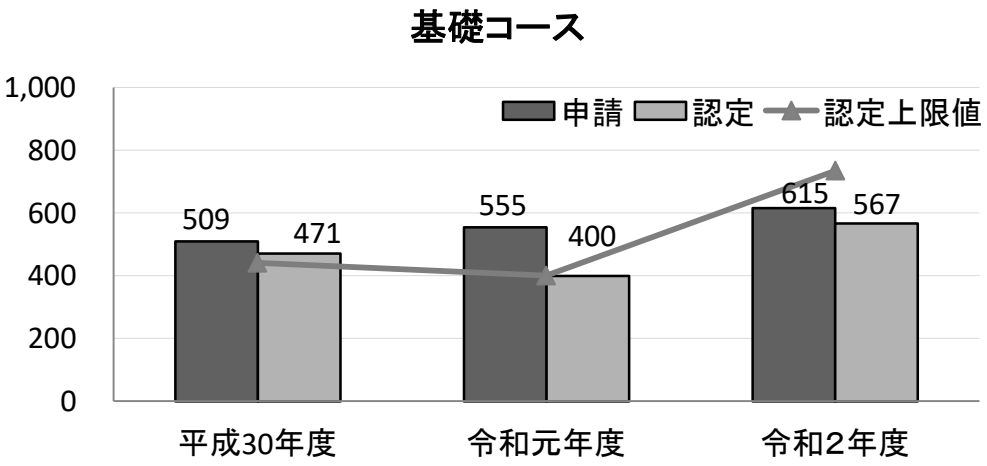

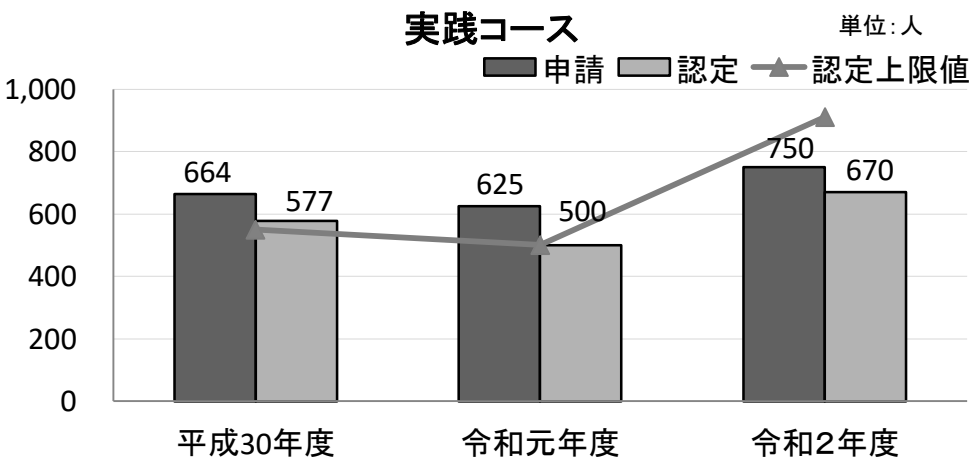

（令和元年度の基礎と実践の割合）

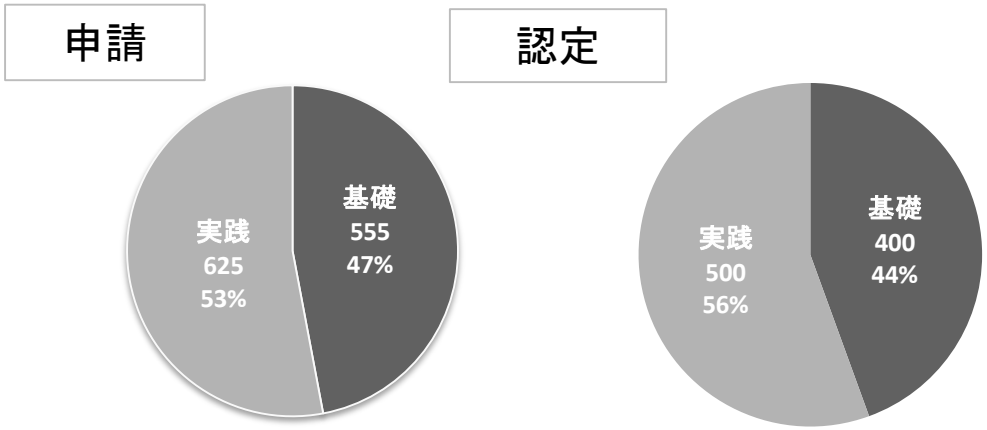

（令和2年度の基礎と実践の割合）

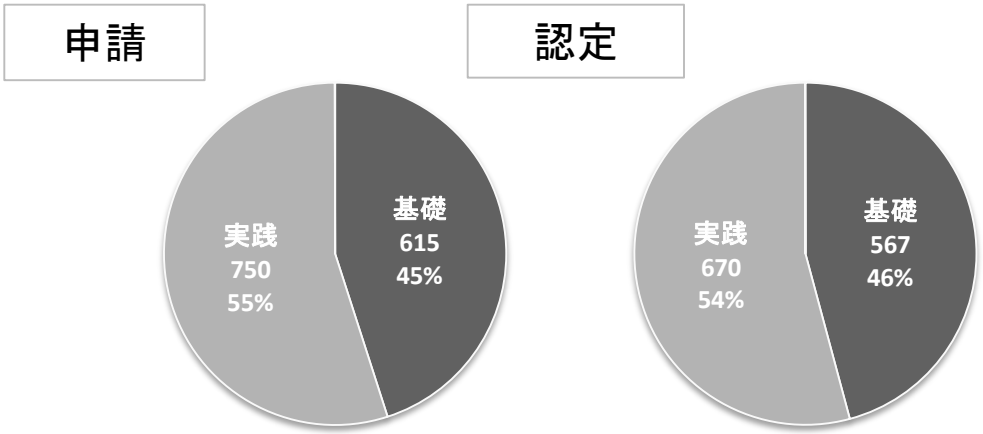

２　定員・応募・受講状況

応募倍率、定員充足率共に基礎コースを実践コースが上回っている。
また、実践コースの応募倍率はおおむね6割以上を維持している。

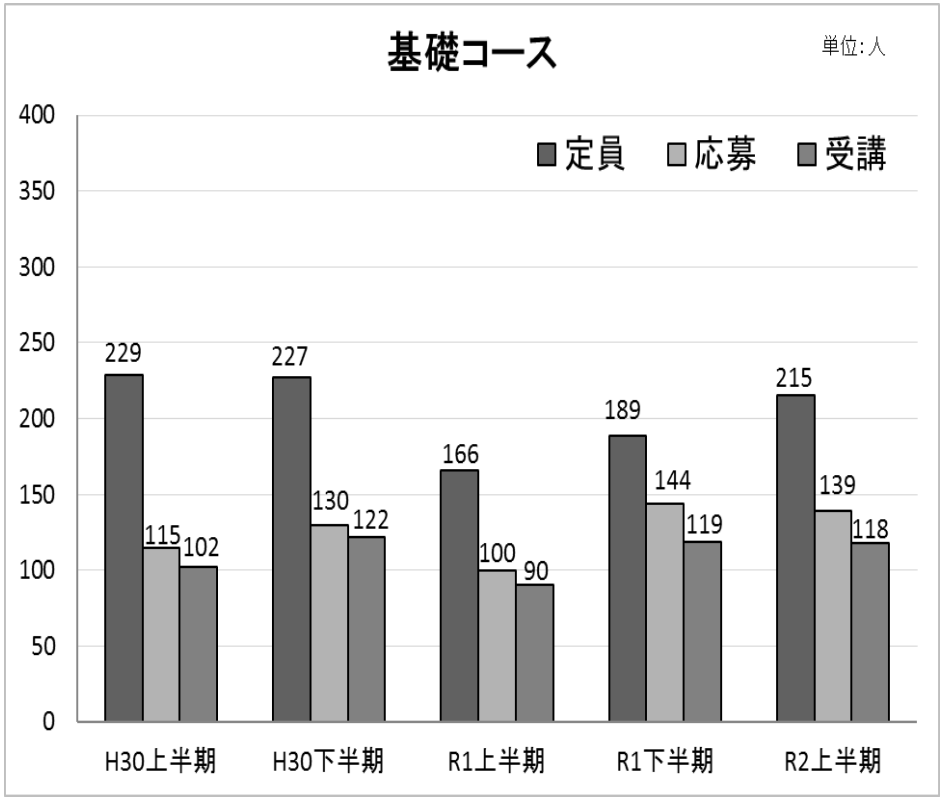

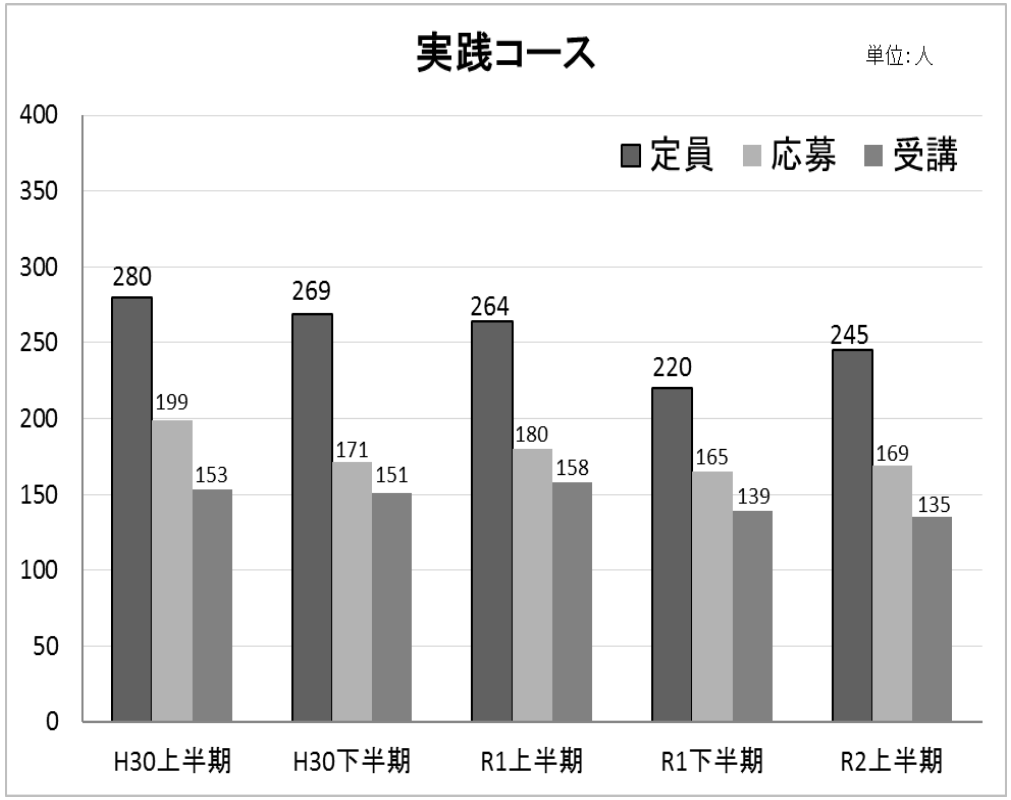

	H30上半期	H30下半期	R1上半期	R1下半期	R2上半期
応募倍率	0.50	0.57	0.60	0.76	0.65
定員充足率	44.5%	53.7%	54.2%	63.0%	54.9%

	H30上半期	H30下半期	R1上半期	R1下半期	R2上半期
応募倍率	0.71	0.64	0.68	0.75	0.69
定員充足率	54.6%	56.1%	59.8%	63.2%	55.1%

３　分野別受講状況

令和2年度上半期に応募倍率が1倍を超えたのは、IT分野。
また、これまで0.5倍前後で推移していた介護福祉分野に改善が見られる。

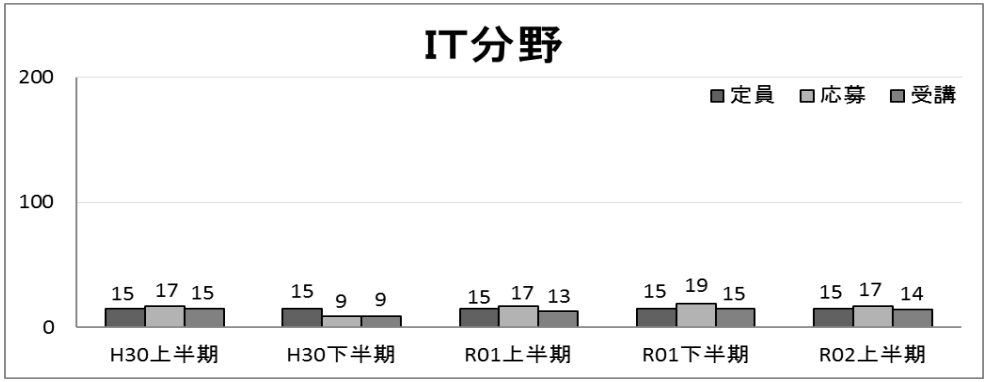

	H30上半期	H30下半期	R01上半期	R01下半期	R02上半期
応募倍率	1.13	0.60	1.13	1.27	1.13
定員充足率	100.0%	60.0%	86.7%	100.0%	93.3%

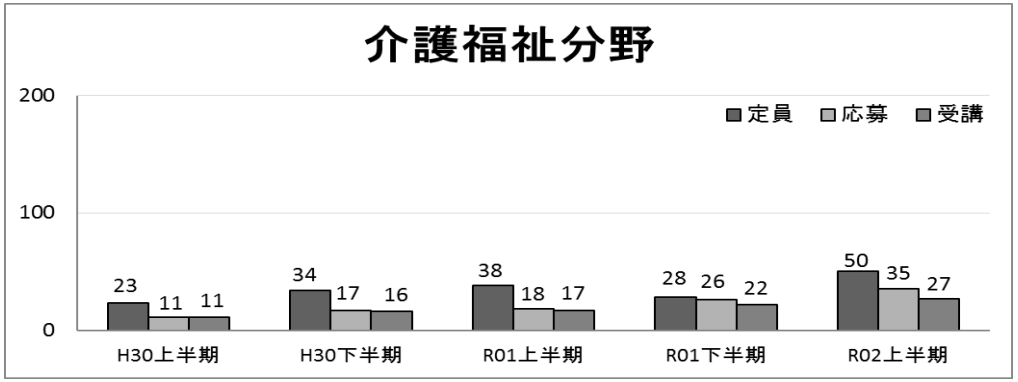

	H30上半期	H30下半期	R01上半期	R01下半期	R02上半期
応募倍率	0.48	0.50	0.47	0.93	0.70
定員充足率	47.8%	47.1%	44.7%	78.6%	54.0%

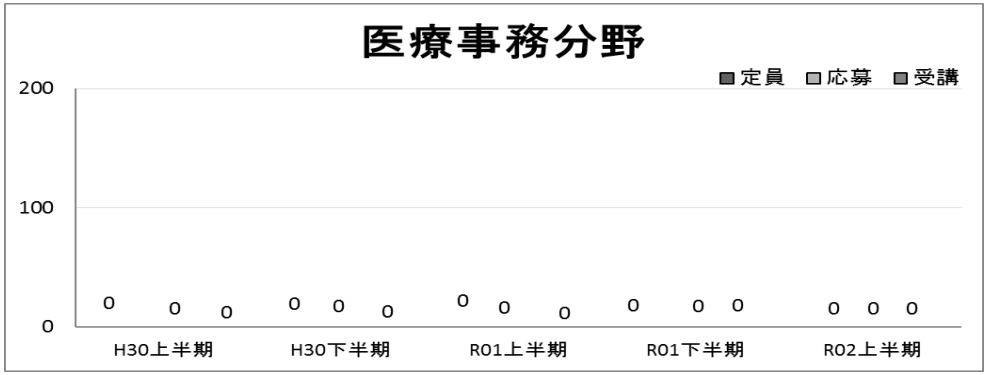

	H30上半期	H30下半期	R01上半期	R01下半期	R02上半期
応募倍率	-	-	-	-	-
定員充足率	-	-	-	-	-

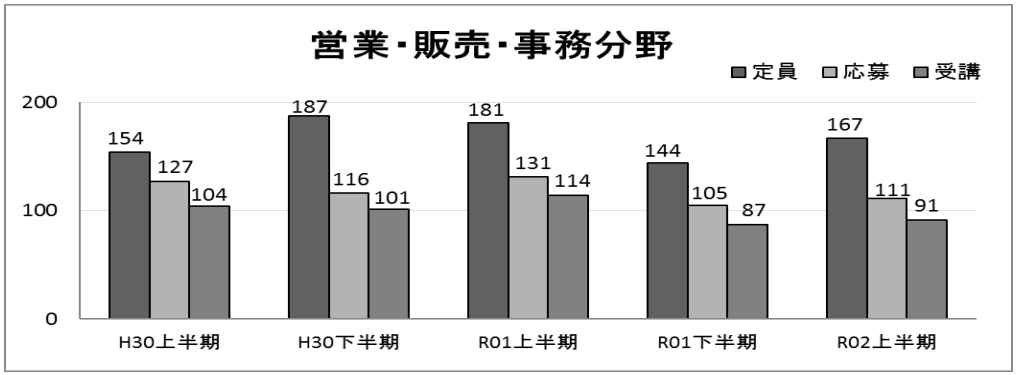

	H30上半期	H30下半期	R01上半期	R01下半期	R02上半期
応募倍率	0.82	0.62	0.72	0.73	0.66
定員充足率	67.5%	54.0%	63.0%	60.4%	54.5%

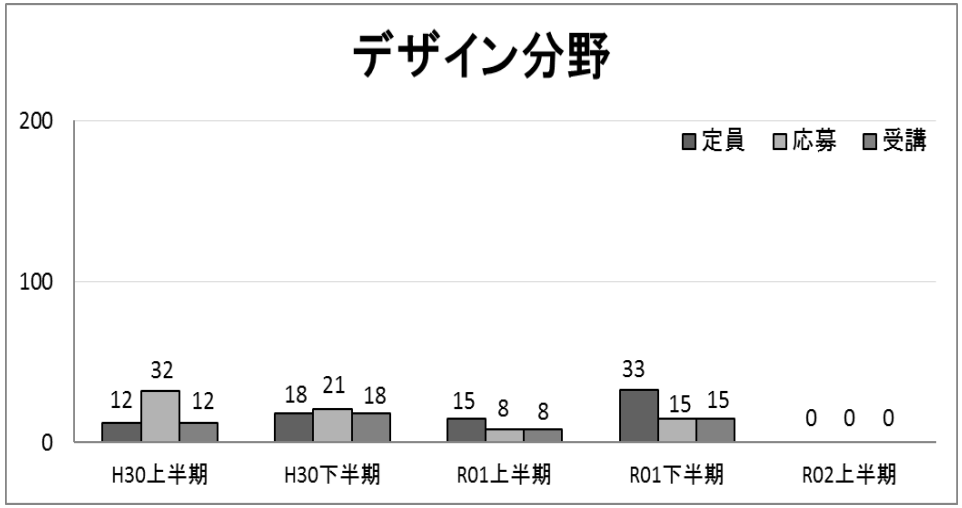

	H30上半期	H30下半期	R01上半期	R01下半期	R02上半期
応募倍率	2.67	1.17	0.53	0.45	-
定員充足率	100.0%	100.0%	53.3%	45.5%	-

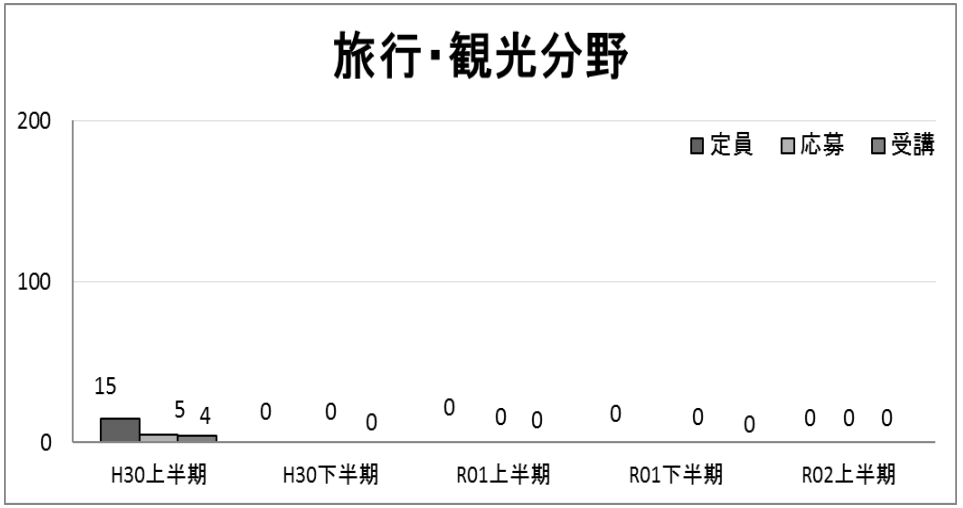

	H30上半期	H30下半期	R01上半期	R01下半期	R02上半期
応募倍率	0.33	-	-	-	-
定員充足率	0.27	-	-	-	-

職業訓練実施計画で重点分野としている「介護福祉」、「IT」、「医療事務」のうち、「介護福祉」について、応募倍率が改善したこともあり、受講者割合が上昇した。
令和2年度の中止率は0%。（11月開講分までにおいては基礎コースで1コースのみ）

①受講者割合（令和元年度）

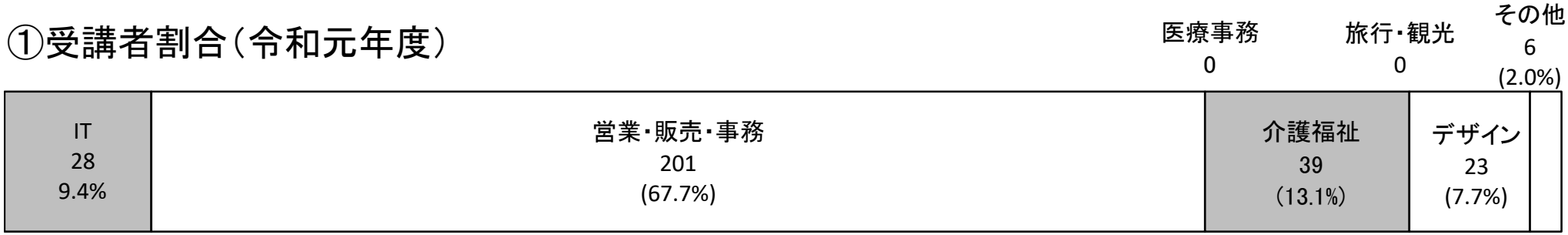

②受講者割合（令和2年度） ※令和2年11月開講分まで

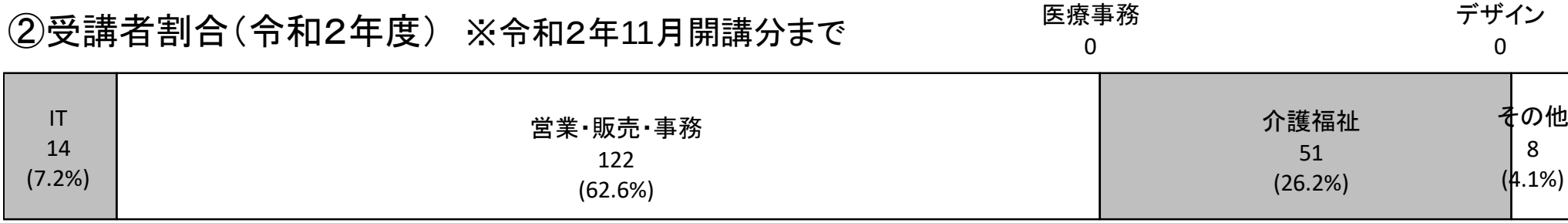

③認定コース数・中止状況

		IT	営業・販売・事務	医療事務	介護福祉	農林業	旅行・観光	デザイン	理美容	その他	実践合計
令和元年度	認定コース数	2	22	0	6	0	0	7	0	1	38
	中止コース数	0	2	0	1	0	0	0	0	1	4
	中止率	0.0%	9.1%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	10.5%
令和2年度（11月開講分まで）	認定コース数	1	15	0	8	0	0	0	0	2	26
	中止コース数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

4　受講者属性

受講者年齢層は全体的に20代から60代と幅広い。IT分野は20代、営業・販売・事務分野は40代、介護福祉分野は30代、60代の受講率が高い傾向にある。
（基礎コースは40代が最も高い。）

分野別年齢階層（令和2年受講者）　※令和2年11月末まで

	年齢階層	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	合計
IT	受講者数	0人	7人	5人	1人	0人	1人	14人
	割合	0.0%	**50.0%**	35.7%	7.1%	0.0%	7.1%	100.0%
営業・販売・事務	受講者数	1人	30人	28人	31人	28人	4人	122人
	割合	0.8%	24.6%	23.0%	**25.4%**	23.0%	3.3%	100.0%
医療事務	受講者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
介護福祉	受講者数	2人	2人	13人	11人	10人	13人	51人
	割合	3.9%	3.9%	**25.5%**	21.6%	19.6%	**25.5%**	100.0%
デザイン	受講者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
旅行・観光	受講者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他（トリマー専科）	受講者数	0人	3人	1人	2人	2人	0人	8人
	割合	0.0%	**37.5%**	12.5%	25.0%	25.0%	0.0%	100.0%

【参考】

基礎コース	受講者数	4人	30人	24人	44人	38人	19人	159人
	割合	2.5%	18.9%	15.1%	**27.7%**	23.9%	11.9%	100.0%

受講生の7割超を女性が占めている。（例年の傾向と変わらない）。
分野別では営業・販売・事務分野、その他（トリマー）分野で女性比率が高いが、IT分野では男性が9割近くを占めている。

コース別・男女比率（令和2年受講者） ※令和2年11月末まで

	基礎コース	実践コース	計
男　性	38	59	97
（割　合）	23.9%	30.3%	27.4%
女　性	121	136	257
（割　合）	76.1%	69.7%	72.6%

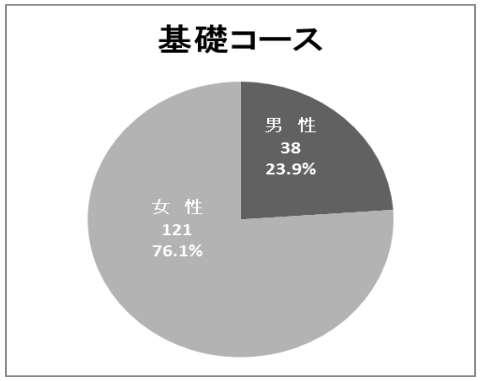

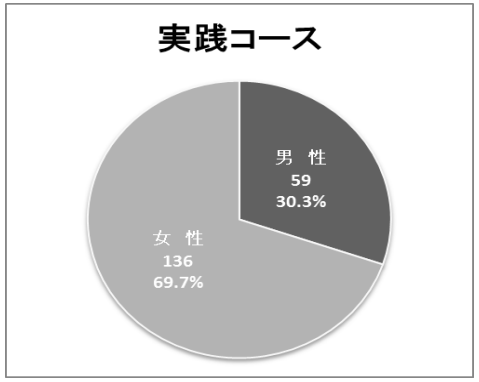

実践コース分野別・男女比率（令和2年受講者）

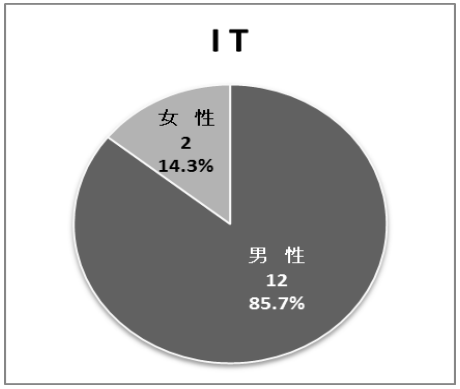

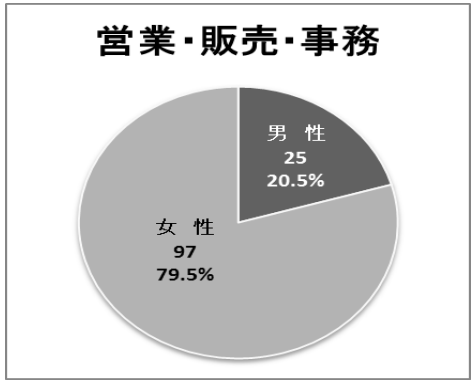

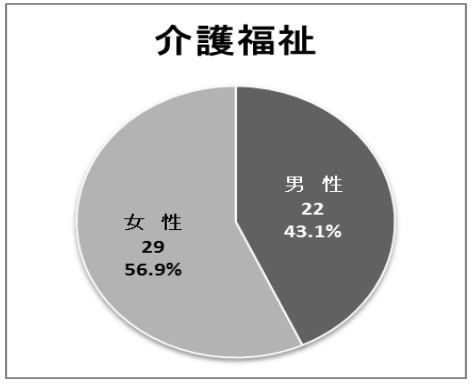

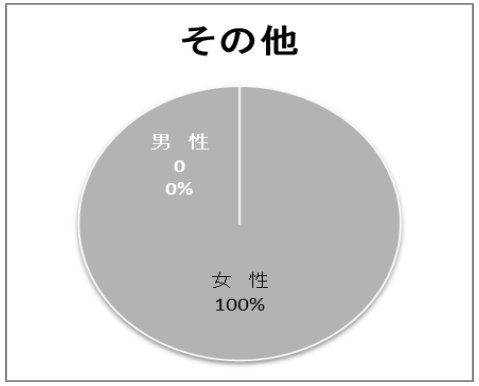

	ＩＴ	営業・販売・事務	医療事務	介護福祉	デザイン	理美容	その他
男　性	12	25	0	22	0	0	0
（割　合）	85.7%	20.5%	–	43.1%	–	–	0.0%
女　性	2	97	0	29	0	0	8
（割　合）	14.3%	79.5%	–	56.9%	–	–	100.0%

新規求職者数の推移

新規求職者数のうち雇用保険受給者数については、6月に前年同月比で約4割増加。
特定求職者数については、6月に前年同月比で約3割増加し、11月まで増加傾向で推移。

		令和2年								計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
長野県	新規求職者数のうち雇用保険受給者数【一般（パート含む）】	2,526人	1,740人	1,922人	1,600人	1,219人	1,385人	1,640人	1,116人	13,148人
	前年同月比（%）	▲ 2.3	▲ 0.2	36.4	6.3	▲ 4.8	5.9	4.5	▲ 16.3	3.3
	特定求職者数（新規求職者のうち雇用保険非受給者数【一般（パート含む）】・在職者を除く	4,707人	3,246人	3,917人	3,491人	2,966人	3,350人	3,479人	3,172人	28,328人
	前年同月比（%）	▲ 1.6	▲ 11.3	26.4	11.2	6.3	2.2	1.2	1.1	3.7
全国	新規求職者数のうち雇用保険受給者数【一般（パート含む）】	172,680人	127,222人	134,724人	122,542人	102,309人	105,780人	125,813人	93,921人	984,991人
	前年同月比（%）	▲ 1.6	0.0	28.6	1.9	▲ 0.1	▲ 0.6	5.7	▲ 0.7	3.7
	特定求職者数（新規求職者のうち雇用保険非受給者数【一般（パート含む）】・在職者を除く	219,975人	161,530人	202,883人	177,144人	154,063人	171,491人	182,654人	147,443人	1,417,183人
	前年同月比（%）	▲ 12.2	▲ 15.9	21.7	3.8	3.2	0.2	6.4	▲ 2.5	▲ 0.4

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和３年１月28日に成立した令和２年度第３次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年12月８日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

●現行の特例措置の取扱い

・４月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が２月中に全国で解除された場合も４月末まで継続）
　日額上限：（１日１人あたり）15,000円　助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大 3/4

●５月～６月の特例措置

・原則的な措置を段階的に縮減
　日額上限：（１日１人あたり）13,500円　助成率：最大 9/10(中小企業)
・感染拡大地域特例(※)・業況特例（全国・特に厳しい企業）
　日額上限：（１日１人あたり）15,000円　助成率：最大 10/10(中小企業・大企業)

(※)まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象

→７月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→4 月末まで
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→　解除月の翌月末まで
※ まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

●雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和３年１月８日以降、４月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和３年１月８日以降の解雇の有無により、適用する助成率(最大10／10)を判断

大企業のシフト制労働者等への対応

●大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請(昨年11/7以降)が発令された時以降）の休業　：　休業前賃金の８割
② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業　：　休業前賃金の６割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

●感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計１０万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（９月末までの時限措置）

● **職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置**

月収入８万円以下　→　シフト制で働く方等は月収入１２万円以下に引き上げ

＊1　シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（８万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給

＊2　収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● **職業訓練受講給付金の出席要件の緩和**

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※　「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の２割まで認められる）

職業訓練の強化

● **就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化**

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓　練　期　間	２月から６月⇒２週間から６月に緩和	標準３月　⇒　１月から２月のコースを創設
訓　練　時　間	原則100時間以上　⇒　月60時間以上に緩和	標準月100時間　⇒　月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● **コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置**

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● **訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋**

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約５万人）、公共職業訓練は５０％増（約１５万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

令和３年２月１２日
厚生労働省

新たな雇用・訓練パッケージ

Ⅰ　現状と課題

新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さず、緊急事態宣言の対象期間が令和３年３月７日まで延長された。

政府としては、今般の緊急事態宣言に伴い、雇用調整助成金について、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に加えて、特に業況が厳しい大企業についても、助成率を中小企業と同水準の最大10/10 に引き上げることとし、事業主の雇用維持の努力を全力で支援している。

また、令和２年度第３次補正予算で創設した産業雇用安定助成金等による在籍型出向を活用した雇用維持への支援や、これまで就業経験のない新たな分野への円滑な労働移動を望む求職者への早期再就職支援にも取り組んでいく。

さらに、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中で、労働市場におけるミスマッチの拡大等、厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、休業を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方等に対し、雇用維持と生活支援の両立とともに、訓練による今後のステップアップを可能とすることが喫緊の課題である。

同時に、離職を余儀なくされた方や生活に困窮する方等には、経済対策の雇用創出効果を円滑に発現させるとともに、感染症対策業務等に伴う地方自治体等の直接雇用等の機会を捉え、着実に就職に結びつけていくための支援が必要である。

このため、今般、Ⅱに掲げる具体的な施策を行っていく。

Ⅱ　具体的施策

１．雇用下支え・創出

（１）経済対策の迅速かつ適切な執行

『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』（令和２年 12 月８日閣議決定）について、内閣府によれば、本経済対策による支出が生み出す需要により雇用を下支え・創出する効果を試算すると、2021 年度までに概ね 60 万人程度と見込まれるとしている。

まずは、令和３年１月２８日に成立した令和２年度第３次補正予算を活用し、本経済対策を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していく必要がある。

また、本経済対策においては、在籍型出向を活用した雇用維持への支援、円滑な労働移動への支援、求職者へのきめ細かな支援等といった『雇用対策パッ

ケージ』が盛り込まれており、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、以下をはじめとしたバランスの良い雇用対策を引き続き円滑に実施していく。

- 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金等の継続による雇用維持
- 産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用した雇用維持
- 産業雇用安定センターによるマッチング体制の強化
- 感染症の影響による離職者をトライアル雇用する事業主への賃金助成制度の創設　等

雇用調整助成金等については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末（注１）まで現行措置を継続することとされている。（日額上限 15,000 円、中小企業のほか、一定の大企業（注２、３）についても最大 10/10 助成。）

（注１）現行の緊急事態宣言を前提とすると４月末まで（緊急事態宣言が２月中に全国で解除された場合も４月末まで）。

（注２）緊急事態宣言地域※の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所（当該地域が解除された月の翌月末まで）。

※まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様の扱い

（注３）全国の特に業況が厳しい企業（生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近３か月の月平均値で 30%以上減少）。

そのうえで、雇用情勢が大きく悪化しない限り、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月（現行の緊急事態宣言を前提とすると５月）から２か月間の措置は以下のとおり、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける。

【原則的な措置】

・雇用調整助成金等の１人１日あたりの助成額の上限
　：13,500 円（現行 15,000 円）

・事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率
　：９／10（現行 10／10）

※ 休業支援金等の１人１日あたりの助成額の上限：9,900 円（現行 11,000 円）

【感染が拡大している地域（※１）・特に業況が厳しい企業（※２）の雇用維持を支援する特例】

上限額 15,000 円、助成率最大 10／10（中小企業、大企業）

※１ まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請

を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所

※２ 生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近３か月の月平均値で 30%以上減少した全国の事業所

当該２か月間の経過後（現行の緊急事態宣言を前提とすると７月以降）については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する。

（２）大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」という。）については、雇用調整助成金の活用もままならない中小企業の労働者を対象としてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、シフト制で働く労働者等が多い飲食店等を中心に大企業にも大きな影響が生じている。そのため、緊急事態宣言下における大企業への雇用維持支援策の強化として、大企業労働者の中でも、休業手当を受け取りづらい、シフト制等の勤務形態で働く労働者（注）が休業手当を受け取れない場合に、例外的に休業支援金・給付金の対象とする。

（注）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

本特例の内容は、前回及び今回の緊急事態宣言や、都道府県ごとの時短要請が、シフト制等の勤務形態で働く労働者も多い飲食業や宿泊業に対して影響が大きいこと等を鑑みて、以下のとおりとする。

① 原則として緊急事態宣言の対象となる１月８日以降の休業を対象とするが、例外的に、都道府県ごとの時短要請（昨年 11 月７日以降のものに限る。）が発令された最初の時以降も特例の対象とする。その際の給付額は、現行どおり休業前賃金の８割とする。

なお、大企業においては雇用調整助成金の活用による対応を基本とすべきことに鑑み、雇用調整助成金の助成率の 10/10 への引上げ措置とのバランスを確保する必要があることから、同引上げ措置の対象期間が終了するまでの措置として実施するものとする。

② ①に加え、昨年４月１日から昨年の緊急事態宣言の解除月の翌月である６月末までの休業を対象とする。その際の給付額は、雇用調整助成金の助成率とのバランスを踏まえ、休業前賃金の６割とする。

（３）雇用調整助成金の雇用維持要件（助成率 10/10）の緩和

緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大企業や、生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ最近３か月の月平均値で 30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大 10／10 とする予定となっている。

・解雇等を行わない場合の助成率 10／10（これまでの特例措置３／４）
・解雇等を行っている場合の助成率４／５（これまでの特例措置２／３）

今般、上記に該当する大企業に加え、中小企業の全ての事業所を対象として、令和３年１月８日以降、緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和３年１月８日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断する。

※　現行の特例措置では、令和２年１月 24 日以降の解雇等の有無により確認。

（４）感染症対策業務等による雇用創出

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計１０万人規模の雇用創出効果が見込まれる。

ワクチン接種については、予備費及び第３次補正予算等で計上した「ワクチン接種体制確保事業」により、各地方自治体において、万全の接種体制が確保されることになるとともに、地域の雇用創出にもつながる。

第１次補正予算・第２次補正予算・第３次補正予算で計上した地方創生臨時交付金のうち、地方単独事業分は、営業時間短縮要請の対象となる飲食店の見回り等の働きかけ活動をはじめ雇用創出に活用可能であり、解雇・雇い止め・内定取消し等により職を失った方の雇用の創出に資する事業等への活用も考えられるところである。雇用創出の取組の好事例を参考にしながら、地域の実情に応じて、積極的に活用いただくことを期待する。

（５）地方自治体等の直接雇用等、住居・生活支援施策の窓口とハローワークの連携

地方自治体等が、ワクチン接種の体制整備等の新型コロナウイルス感染症対策業務等において、新型コロナウイルスの影響による離職者を直接雇用しようとする場合、ハローワークにおいて迅速な人材確保を支援するため、マッチングのための専門窓口を設置し、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う。

また、就職支援とともに、住居・生活支援を必要とする求職者に対しては、地方自治体の住居・生活支援施策に関する窓口との情報共有・連携を図ることにより、きめ細かな支援を行う。

２．訓練による雇用の質的強化
（雇用を維持しながらのステップアップを可能に）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援していくことが重要であり、以下のとおり取り組む。

（１）求職者支援制度への特例措置の導入（９月末までの時限措置）

①　職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

訓練受講期間中に訓練受講者へ支給する職業訓練受講給付金は、月の収入が８万円以下であることを支給の要件としているが、シフト制で働く方や副業・兼業をしている方等については、月 12 万円以下に引き上げる特例措置を導入する。

（注１）シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（８万円以下である場合に限る）の合計が 12 万円以下である場合に支給。

（注２）収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている。

②　職業訓練受講給付金の出席要件の特例措置

訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則に、やむを得ない理由（本人の病気、冠婚葬祭、子どもの看護　等）により訓練を欠席せざるを得ない日がある場合には、訓練実施日の８割以上の受講を支給の要件としているが、訓練の実施日と勤務日が重なり欠席せざるを得ない日は、やむを得ない理由として扱う特例を導入する。

（２）職業訓練の強化

①　求職者支援訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

対象者が仕事をしながら訓練を受講しやすくするため、訓練設定の現行の要件を、特例として以下のとおり緩和し、短い期間や時間の就職に役立つ訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

・訓練期間：２～６月　　→　２週間～６月

・訓練時間：原則 100 時間以上→　月 60 時間以上に緩和

・オンライン訓練：実施不可　→　可能とする省令改正を２月中旬公布予定（恒久措置）

②　公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

公共職業訓練は、原則として離職者向けに行われており（標準３～６か月。平日は終日実施が一般的。）、在職者は受講しにくい。このため、特例として、在職者が受講しやすい短い期間や時間の訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

（注）求職者支援訓練の給付対象者が、公共職業訓練を受講することも可能。

・訓練期間：標準３か月　→　１～２か月のコースを創設

・訓練時間：標準月 100 時間　→　月 60 時間以上に緩和

・オンライン訓練：実施可（措置済み）

（３）ハローワークにおける積極的な職業訓練の周知及び受講斡旋

①　「コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）」の設置

ハローワークに、「コロナ対応ステップアップ相談窓口」（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援等をワンストップかつ個別・伴走型で提供する。

②　訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

①の窓口において、訓練を必要とする方への積極的な受講斡旋及び訓練機関との連携強化を図るとともに、上記（１）（２）の特例措置等によって、職業訓練の受講を効果的に拡大する。

・　求職者支援訓練：２．１万人（※）　→　５万人
・　公共職業訓練　：１０．５万人（※）→　１５万人

（※）令和元年度実績

３．政府支援策の周知・広報

これまで累次にわたって政府が講じてきた雇用支援策について、効果的手法を用いて周知・広報を徹底する。

・　国民の関心の高い雇用調整助成金や休業支援金について、一方的な情報発信ではなく、利用者の視点に立ったわかりやすいチラシの展開を行うとともに、政府広報でテレビ CM を行い、広く国民に周知する
・　メディアで活躍する発信力のあるコメンテーターや広報の専門家等を交えたプロジェクトチームを作り、雇用対策・生活支援策・子育て支援策等について各テーマごとに、国民に届く情報発信方策（SNS の活用）等について、検討・発信していく。